

関 係 各 位

環境生活部自然保護課総括課長



野鳥の異常探知時の通報先について（通知）

日頃より本県野生鳥獣保護管理業務に御協力いただきありがとうございます。

昨年度の全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生及び先般の県内野鳥からの低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N1 型）の検出等を受け、野鳥等の異常に係る県民の関心並びに野鳥における本病監視の重要性は高まりつつあります。

今後、渡り鳥の北帰行シーズンをむかえるに当たり、より一層の監視体制強化を図る必要があること等を踏まえ、野鳥異常等の通報先について、別添により改めてお知らせいたしますので御協力願います。

記

1 野鳥の異常等を探知した際の通報先

所管の広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センター（別紙 1）

※家畜保健衛生所ではないので留意のこと

2 野鳥の監視体制（参考）

別紙 2 及び 3 に基づく。

※検査の要不要については、各広域振興局保健福祉環境部または保健福祉環境センターにおいて判断のうえ実施されるもの。

3 備考

現在の対応レベルは「対応レベル 1」（別紙 2）。

国内外の発生状況等によりレベルが変更された場合は、随時通知するもの。

<参考>

○野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報（岩手県 HP）

・岩手県トップページ>環境>自然>お知らせ・募集・イベント情報>野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報

・URL：<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=3233&of=1&ik=1&pnp=50&pnp=3232&pnp=3233&cd=29002>



野鳥の異常等連絡先

振興局担当部署

TEL

管轄市町村

盛岡広域振興局保健福祉環境部	(直通) 019-629-6563 (代表) 019-651-3111	【夜間・休日】	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾
県南広域振興局保健福祉環境部	(直通) 0197-22-2831 (代表) 同上	【夜間・休日】	奥州市、金ヶ崎町
県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	(直通) 0198-22-4921 (代表) 0198-22-4911	【夜間・休日】	花巻市、遠野市、北上市、西和賀町
県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	(直通) 0191-26-1412 (代表) 同上	【夜間・休日】	一関市、平泉町
沿岸広域振興局保健福祉環境部	(直通) 0193-25-2702 (代表) 0193-25-2701	【夜間・休日】	釜石市、大槌町
沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	(直通) 0193-64-2218 (代表) 0193-64-2211	【夜間・休日】	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	(直通) 0192-27-9913 (代表) 0192-27-9911	【夜間・休日】	大船渡市、陸前高田市、住田町
県北広域振興局保健福祉環境部	(直通) 0194-53-4987 (代表) 0194-53-4981	【夜間・休日】	久慈市、洋野町、普代村、野田村
県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	(直通) 0195-23-9202 (代表) 0195-23-9201	【夜間・休日】	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

【夜間・休日】の連絡は、振興局宿直から鳥獣担当者に連絡されることになっていきます。

(参考) 野鳥監視の内容

発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況 \ 対象地	全国	発生地周辺（発生地から半径 10km 以内を基本）
通常時	対応レベル 1	—
国内発生時（単発時）	対応レベル 2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル 3	
近隣国発生時等	対応レベル 2 または 3	必要に応じて野鳥監視重点区域を指定

※1 ここでの「発生」とは糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む。

※2 「近隣国」：主として朝鮮半島。ただし発生状況を勘案し環境省が判断する。

対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	。ウイルス保有状況調査			
		死亡野鳥等調査			
		リスク種 1	リスク種 2	リスク種 3	その他の種
対応レベル 1	情報収集監視	3羽以上 (猛禽類及び重度の神経症状が観察された場合は1羽以上)	5羽以上 (猛禽類及び重度の神経症状が観察された場合は1羽以上)	10羽以上	10羽以上
対応レベル 2	監視強化	2羽以上 (猛禽類及び重度の神経症状が観察された場合は1羽以上)	3羽以上 (猛禽類及び重度の神経症状が観察された場合は1羽以上)	10羽以上	10羽以上
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

※1 死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で3日間（複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から3日間以内）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況調査を実施する。原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

3月7日現在の対応レベルは
「対応レベル1」（通常時）

リスク種

(8目10科)

リスク種 1 (18種)

カモ目カモ科	タカ目タカ科
シジュウカラガン	オジロワシ
マガン	オオワシ
ヒシクイ	オオタカ
コブハクチョウ	ハイタカ
オオハクチョウ	ノスリ
コハクチョウ	サシバ
オシドリ	クマタカ
キンクロハジロ	チュウヒ

重度の神経症状が観察された水鳥類

タカ目ハヤブサ科
ハヤブサ
チョウゲンボウ

リスク種 2 (16種)

カイツブリ目カイツブリ科	ツル目ツル科
カイツブリ	タンチョウ
ハジロカイツブリ	ナベヅル
カンムリカイツブリ	マナヅル
カモ目カモ科	ツル目クイナ科
マガモ	バン
オナガガモ	オオバン
ホシハジロ	チドリ目カモメ科
スズガモ	ユリカモメ
	フクロウ目フクロウ科
	ワシミミズク
	コノハズク
	フクロウ

リスク種 3

ペリカン目ウ科	チドリ目カモメ科
カワウ	セグロカモメ、ウミネコ等
コウノトリ目サギ科	(リスク種 1、2 以外全種)
ゴイサギ、ダイサギ、	タカ目
コサギ、アオサギ等全種	トビ等 (リスク種 1、2 以外全種)
カモ目カモ科	フクロウ目
カルガモ、コガモ、ヒドリガモ等	コシミズク等 (リスク種 1、2 以外全種)
(リスク種 1、2 以外全種)	

その他の種

- ◆ 上記以外の鳥種すべて。
- ◆ 猛禽類以外の陸鳥類については、ハシブトガラス以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことからその他の種とする。
- ◆ 多数の死亡が見られた場合や平成 16 年のハシブトガラスのように感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合に検査することとする。

※ リスク種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。

※ リスク種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（図 IV-13 p.95 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。